

複数の「贈与」がある場合

<事例>

次の場合、遺留分権利者は誰の目的物に対して減殺請求をすればよいか？

被相続人 父(A)
遺産 自宅マンション(1000万円)
相続人 長男(B) 1人
生前贈与

- ①亡くなる6ヶ月前に知人(C)に6000万円を贈与した。
- ②亡くなる3ヶ月前に知人(D)に2000万円を贈与した。

(回答)

長男(B)の遺留分
 $(1000万 + 6000万 + 2000万) \times 1/2 = 4500万円$

複数の贈与が有る場合は、時間的に後の贈与から減殺されます。
まず、知人(D)の2000万円を減殺します。
残りの2500万円を、知人(C)に減殺請求することになります。